

令和3年10月14日

東京都知事
小池百合子 殿

東京小売酒販組合
理事長 吉田 精孝



酒類小売業者への継続的な支援及び 酒類提供の制限緩和に向けた施策の実施を求める要望書

度重なる緊急事態宣言等の発出に伴う「飲食店における酒類提供の禁止」や「酒類提供時間の制限」といった措置により、特に飲食店取引をメインとする酒販店の売上は激減しております、この間、事業継続を断念した組合員も多く、廃業者数（2020年4月～2021年9月）は134件と非常に厳しい状況に追い込まれています。

こうした窮状を支援する東京都独自の「月次支援給付金」については、リバウンド防止措置に移行した10月に関する対象となることから、大変心強く感じています。酒販店の経営維持・存続のため、引き続き国の方針に準じた支援措置を継続的かつ速やかに実施して頂くようお願い申し上げます。

一方、政府はワクチン接種が進んでいる状況を踏まえ、飲食店における「酒類提供の制限緩和」に向けた取り組みとして、ワクチンの接種証明や陰性証明を活用した「実証実験」を12の道府県で行うこととしています。今後感染が収束せず、再び緊急事態宣言等が発出される状況になったとしても、「酒類提供の一律禁止」を回避できる可能性や条件があることは、小売酒販業界の一筋の光明となり得ます。

少人数の会食だけでなく忘年会や新年会、パーティーや結婚式といった様々なシーンで人々に笑顔をもたらしてきた本来の「お酒」の役割が復活することは業界の切なる願いです。全国に影響力のある東京都においても、そのための第一歩となる「実証実験」を実施して頂く中で、消費者の安心・安全が担保できる「飲酒提供に関する新たなルール」を速やかに策定頂けるようお願い申し上げます。

【要望事項】

- 1 酒類販売業者に対する支援措置を継続的に実施するよう要望します。
- 1 飲食店における「実証実験」を実施するなど、忘年会や新年会等に向けた「酒類提供」に関する新たなルールを速やかに策定するよう要望します。